16.06

設定登録の特許(登録)料納付書の却下等の取扱い

- 1. 次に該当する場合には、納付書を却下するものとする(手続書類に添付した 書面全体から特定することができるときを除く。)。
- (1) 提出の趣旨の不明な納付書で手続をしたとき。
- (2) 在外者(在外者と日本国内に住所又は居所を有する者が共同して納付をしたときを含む。)が日本国内に住所又は居所を有する代理人によらないで手続をしたとき(特許管理人を有する在外者が日本国に滞在している場合にするときを除く。)。
- (3) 既に納付済の特許(登録)料を重ねて納付したとき。
- (4)納付すべき特許(登録)料として特許印紙が全く貼られていないとき(現金納付に係る納付済証の添付がないときを含む。)。
- (5) 予納を利用する場合において、予納台帳の残高が不足することにより予納額から特許(登録)料の納付に充てることが全くできないとき。
- (6) 口座振替により納付する場合において次に該当するとき。
 - ア. 書面による納付書において、口座振替による納付の申出をしたとき。
 - イ. 振替番号の記載がないとき。
 - ウ. 預金口座又は貯金口座の残高の不足等により、特許(登録)料の振替ができないとき。
- (7) 指定立替納付者により納付する場合において次に該当するとき。
 - ア. 書面による納付書において、指定立替納付者による納付の申出をしたとき (当該申出を特許庁の窓口において手続に係る書面を提出することにより行う場合を除く。)。
 - イ. クレジットカードの有効期限が切れている等の事情により、特許(登録) 料が納付されていないとき。
- (8) 電子現金納付を利用する場合において、取得した納付番号による納付が全くないとき。
- (9) 特許(登録)をすべき旨の査定又は審決の謄本の到達前に納付したとき。
- (10)出願却下処分の謄本の到達後(同日含む(弁明等により出願却下処分の 謄本の到達前の納付であることを証明した場合を除く。)。)に納付したと き。
- (11)関連意匠の意匠登録出願の納付書について、関連意匠の意匠権の設定の登録の際に、本意匠の意匠登録出願が、放棄されているとき、取り下げられているとき若しくは却下されているとき、本意匠の意匠権が、意匠法第44条第4項^{注1}の規定により消滅しているとき、無効にすべき旨の審決が確定しているとき、放棄されているとき若しくは専用実施権が設定されているとき、

又は本意匠の意匠権者と関連意匠の意匠登録出願人が一致しないとき。

(12) 第1年分の登録料の納付と同時に意匠を秘密にすることを請求した場合 であって、登録料及び手数料の合算額の納付が全くないとき。

ただし、上記(4)から(8)までに該当するときであって、期間の定めの ため却下とすることが著しく不合理な結果となる場合は補充を指令する。

- 2. 次に該当する場合には、補充を指令する。
- (1)納付書に出願番号の記載がないとき、又は不明なとき。
- (2)納付書記載の納付年分の特許(登録)料、商標については一括納付又は分割納付の別による登録料と納付額が一致しないとき。
- (3) 予納を利用する場合において、次に掲げる事項に該当するとき。
 - ア. 予納台帳番号が記載されていないとき。
 - イ. 納付者(代理人があるときはその代理人)が納付書に記載した予納台帳番号の予納台帳の予納者(特例法施行規則第41条の規定による代理人届が提出された者を含む。)でないとき。
- (4) 口座振替により納付する場合において、納付者(代理人があるときはその代理人)が、納付書に記載した振替番号を付与された者(特例法施行規則第41条の規定による代理人届が提出された者を含む。)でないとき。
- (5)電子現金納付を利用する場合において、次に掲げる事項に該当するとき。 ア. 納付番号が記載されていないとき。
 - イ. 納付番号が、納付者(代理人があるときはその代理人)が取得した納付番号でないとき。
- (6)特許(登録)料の減免を受ける場合において、納付書に記載すべき事項の 記載に不備があるとき。
- (7) 防護標章更新登録の登録料又は重複登録に係る商標権の存続期間の更新登録の登録料の納付書であって、登録番号が当該出願に係るものと相違するとき。
- (8)納付書に請求項の数又は商品及び役務の区分の数の記載がないとき、又は当該出願の請求項の数又は商品及び役務の区分の数と相違するとき。
- (9)納付書に出願人の氏名又は名称の記載がないとき。
- (10)出願人の氏名又は名称が識別番号付与時若しくは氏名(名称)変更届の もの又は願書等既に提出された書面のものと相違するとき。
- (11)納付書に納付者の氏名又は名称の記載がないとき。
- (12)納付者の住所若しくは居所又は氏名若しくは名称が識別番号付与時、住所(居所)変更届若しくは氏名(名称)変更届のもの又は願書等既に提出された書面のものと相違するとき。

ただし、納付者が行政区画及び地番変更、住居表示の実施並びに土地の名称の変更である旨の記載をした場合を除く。

- (13)納付書の出願人と納付者が異なる場合であって、納付者の住所若しくは 居所又は氏名若しくは名称の記載に不備があるとき。
- (14)納付書に納付年分の記載がないとき。

- (15)必要な納付年分の納付のないとき、又は存続期間を超える年分の特許(登録)料を納付したとき。
- (16) 防護標章登録の登録料又は重複登録に係る商標権の存続期間の更新登録 の登録料の納付書に記載された出願人と原商標の原簿上の権利者の表示が相 違するとき(類似意匠も準ずる。)。
- (17)特許印紙(現金納付に係る納付済証を含む。)ではなく、収入印紙、切 手、証紙、小切手等により納付した場合には、それらを還付し、補充を指令 する。
- (18) 第1年分の登録料の納付と同時に意匠を秘密にすることを請求した場合 であって、次に掲げる事項に該当するとき。
 - ア. 納付年分に係る登録料及び秘密請求に係る手数料の合算額が納付金額と 一致しないとき。
 - イ. 新たな代理人により請求した場合であって、当該代理人の代理権が証明 されていないとき。
 - ウ. 利害関係人が意匠を秘密にすることを請求したとき。
 - エ. 意匠を秘密にする期間が3年を超えているとき、又は当該期間の記載が ないとき。
 - オ. 出願時に既に意匠を秘密にすることを請求していたとき。
 - カ. 平成19年3月31日以前の意匠登録出願について、意匠を秘密にする ことを請求したとき。

ただし、上記補充の指令に対し、指定された期間内に応答をしないときは特許法第18条の2の規定により却下する。

(改訂令和4·4)

^{注1} 本意匠の意匠権が意匠法第60条の14第2項に規定する国際登録を基礎とした意匠権である場合にあっては意匠法第60条の14第2項(意60条の8第2項)。